

中野区立学校7校における授業日及び休業日の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした学校の臨時休業により、著しく不足する授業時数を確保するため、令和2年度に限り中野区立学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）に規定する夏季休業日に特例を設けることについて規則の一部を改正したところである。

一方、区立学校7校においては、今回の規則改正を受け、下記のとおり申出があった。については、規則第3条の3第1項の規定に基づき、許可を求める。

記

1 申出内容

- (1) 今回の規則改正により授業日となった令和2年7月21日から8月7日までの期間（以下「特例の授業日」という。）の全部又は一部を休業日とする。
- (2) 上記(1)による休業日について、規則に規定する他の休業日に振替の授業日を設ける。

2 理由

申し出た7校は、特例の授業日の全部又は一部において、校舎等の工事等が行われ休業日とせざるを得ない状況となっている。その休業日となった分の授業時数の確保及び教育活動の充実を図るため。

3 申し出た学校

北原小学校、桃花小学校、白桜小学校、みなみの小学校、美鳩小学校
 第四中学校、第五中学校

計7校

4 各申出校における授業日及び休業日

学校名	授業日			休業日		
	特例の授業日（通常年度は夏季休業日）			夏季休業日	都民の日 (10/1)	冬季休業日 (1/5～1/7)
	7/21～7/22	7/27～7/31	8/3～8/7	8/24～8/31 ※8/29あり		
第四中学校 第五中学校				○	○	○
北原小学校		○		○		
白桜小学校 桃花小学校	○	○			○	○
みなみの小学校 美鳩小学校	(○)	○	○		(○)	○
上記以外の 小中学校	○					

※みなみの小学校と美鳩小学校は校舎移転により、夏季休業日を9月4日まで延長するため、既に7月21日から22日と10月1日は授業日として許可を得ている。(○)